

令和 6 年公園緑地課が発注した除草業務委託等  
に係る情報漏洩事件に関する内部調査報告書

令和 7 年 11 月 27 日

大分市



## はじめに

今回の事件を受けて行った内部調査は、警察の捜査・公判の結果に加え、職員等へのヒアリングにより、その原因究明と再発防止に向けた取組の検討を行ったものであるが、とりわけ、当時市議会議員であったものが入札の談合を目的に、予定価格の教示依頼を職員に行ったことに対し、職員においては予定価格の教示が非違行為と知りつつ、そのような情報を提供してしまった背景が何であったかを調査することが、今後の再発防止に向け、非常に重要であったといえる。

調査の結果、このような行為に至った背景は、議員からの申出に対し、これに応えることで職員が議員と良好な関係を構築することが何より大事であるという認識が職員において過去から受け継がれたものである。この理由として、本来議会と執行部できちんと議論を重ねるべき手順を少しでも軽くしたいとの思惑がこのような認識に至ったもので、そうした点において、今回の事件は処分の対象となった職員だけの問題として片付けるべきものではなく、過去から組織全体でそのような機運が醸成されてきたとして、全職員がその事実を受け止め、反省すべきものである。

よって今後は、本市として今後取り組むべき事項について、全庁を挙げて進め、市民からの信頼回復に全力で努めていく必要があり、平成10年に職員が情報漏洩等で逮捕された際に再発防止策を講じたものの、今回、同様の事案を引き起こしたことを深刻に受け止め、今回の反省や今後の取組が一過性のものとならないよう、全職員が意識を改め、危機感を持って臨む姿勢が必要である。

このことを踏まえ、今後、不当要求等に対し、組織として毅然とした対応をとるとした意識を浸透させるため、上司が部下にそのような確固たる姿勢を示し、部下がその姿を継承していくこと、また、個々の職員が市民の負託を受けて公務に従事する「全体の奉仕者」であることを今一度深く自覚し、将来にわたり二度とこのような事態を引き起こさないという強い決意を市民に誓うものである。

大分市長 足立 信也



## 目次

|                                                                                                |      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1. 本調査の目的 .....                                                                                | P 1  |
| 2. 事件の概要等 .....                                                                                | P 2  |
| ①事件の概要及び経過について .....                                                                           | P 2  |
| ②事件に関する公訴事実について(概要) .....                                                                      | P 4  |
| ③事件及び内部調査の結果に基づく職員の処分の状況について .....                                                             | P 6  |
| 3. 職員等へのヒアリングについて .....                                                                        | P 9  |
| 4. ヒアリングで得られた主な内容と課題・考察 .....                                                                  | P 11 |
| ア) 事件の受け止めについて .....                                                                           | P 11 |
| イ) 今回の事件に関連し、又は今回の事件関連の他に予定価格等の<br>教示を依頼されたことはあるか、あるいはそのような求めがある<br>と感じたり、噂を聞いたりしたことがあるか ..... | P 12 |
| ウ) 議員と職員の関係についてどのように考えているか .....                                                               | P 14 |
| エ) 議員への対応で苦慮したことや、見直した方がいい慣例 .....                                                             | P 16 |
| オ) 再発防止に向けた職員の意見 .....                                                                         | P 17 |
| 5. 本市としての今後の取り組みについて .....                                                                     | P 20 |



## 1. 本調査の目的

令和 6 年 5 月 13 日に本市都市計画部公園緑地課が執行した「ながおいけ公園外 9 ヶ所除草業務委託」及び「田尻さくら緑地外 1 ヶ所除草業務委託」の指名競争入札において、当時非公開の情報であった業務委託の予定価格を業者側に漏洩したとして、当時の市議会議員及び当該業務委託の落札業者の代表取締役と取締役の計 3 名が、公契約関係競売入札妨害の疑いで令和 7 年 5 月 23 日に大分県警察に逮捕された。また、令和 7 年 8 月 26 日には、これらの業務委託を含む 17 件の各業務委託の予定価格を元市議会議員に漏洩したとして、職員 2 名が略式起訴された後、令和 7 年 9 月 1 日に大分簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

本市では、平成 8 年に本市が発注した工事に関して入札談合があったとして、予定価格を漏洩した当時の職員 2 名が平成 10 年に逮捕される事案が発生しており、その後再発防止に向けた措置を講じた経緯がある。しかしながら、令和 7 年 2 月 17 日には、本市が令和 4 年に発注したごみ収集運搬の業務委託において、予定価格を漏洩したとして職員 3 名が逮捕されるという重大な事案が再び発生した。今回の事件は、その直後に発覚したものであり、短期間に職員の重大な非違行為が相次いで発覚したことは、本市の信頼を根本から揺るがす事態であり、本市の歴史において極めて深刻な状況といえる。

このような状況を受け、本市においては、捜査に支障を来さないよう、事件発生から一定の期間を置いた、令和 7 年 7 月下旬から内部調査を開始した。このため、内部調査においては、当該事件の裁判の被告人から「10 年以上前から予定価格の漏洩があった」とされる発言も勘案し、今回事件に関わった職員はもとより、本市の管理職や関係する部局の職員を幅広く調査対象とするとともに、事件があった部局では、過去 10 年程度遡り、当時の担当職員を含む、延べ約 130 名の職員に聞き取りを行うことで詳細な情報収集を行ったほか、裁判等において明らかとされた情報も把握するなか、あらゆる角度から分析を行った。これらを通して、本内部調査は、このような事件が引き起こされた原因の究明と再発防止に向けて取り組むべき事項について検討を行うことを目的とするものである。

なお、前述の本年 2 月に発覚したごみ収集運搬業務委託に関する入札談合事件においては、長年行われてきたとされる部落解放同盟への行き過ぎた配慮により引き起こされた事件として、その調査は弁護士等から構成される第三者調査委員会により令和 7 年 4 月 14 日から開始され、11 月 21 日には再発防止に向け求められる取組等が示されている。今後、本内部調査と第三者調査委員会の調査結果を踏まえ、本市として二度とこのような不祥事を引き起こさないとの強い決意の下、全庁的に再発防止に取り組むことで、市民からの信頼回復を図ってまいりたい。

## 2. 事件の概要等

### ①事件の概要及び経過について

令和 6 年 5 月 13 日に本市都市計画部公園緑地課が執行した「ながおいけ公園外 9 ヶ所除草業務委託」及び「田尻さくら緑地外 1 ヶ所除草業務委託」の指名競争入札において、予定価格を参加業者に漏洩したとして、当時の市議会議員（以下「元議員 A」という。）1 名及び当該業務委託の落札業者の代表取締役（以下「役員 B」という。）と取締役（以下「役員 C」という。）の計 3 名が、公契約関係競売入札妨害の疑いで令和 7 年 5 月 23 日に大分県警察に逮捕された。これは、公園緑地課が令和 6 年 5 月 13 日に執行した 17 件の各業務委託の指名競争入札に先立ち、役員 B の依頼を受けた元議員 A が職員に対し、当該 17 件の予定価格の教示を依頼し、職員が元議員 A にこれを漏洩した結果、当該 2 件の業務委託を役員 B が経営する会社（以下「会社 X」という。）が予定価格に近接した価格でそれぞれ落札したものである。その後、令和 7 年 6 月 13 日に元議員 A と役員 B は、大分地方検察庁から起訴され、役員 C は、令和 7 年 6 月 23 日に大分地方検察庁から不起訴とされた。

また、令和 7 年 6 月 17 日には、令和 6 年 4 月 15 日に公園緑地課が執行した「松栄山公園管理業務委託」の指名競争入札においても予定価格を参加業者に漏洩したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで元議員 A が再逮捕され、当該業務委託の落札業者の代表取締役（以下「役員 D」という。）も大分県警察に逮捕された。これも、公園緑地課が同日に執行した 3 件の各業務委託の指名競争入札に先立ち、役員 D の依頼を受けた元議員 A が、職員に対して当該 3 件の予定価格の教示を依頼し、職員が元議員 A にこれを漏洩した結果、このうち 1 件の業務委託を役員 D が経営する会社（以下「会社 Y」という。）が予定価格と同額で落札したものである。その後、令和 7 年 7 月 8 日に大分地方検察庁から元議員 A は追起訴、役員 D は起訴された。

これに関連し、令和 6 年 5 月 13 日に公園緑地課が執行した 17 件の各業務委託について、役員 B から依頼を受けた元議員 A が、職員に対して当該業務委託の予定価格の教示を依頼し、これに応じた職員 E（当時公園緑地課長）と職員 F（当時公園緑地課政策監）が共謀の上、元議員 A に非公表である予定価格を漏洩したとして、大分県警察は令和 7 年 7 月 14 日、地方公務員法違反の疑いにより、職員 E と職員 F を大分地方検察庁に書類送検した。その後、令和 7 年 8 月 26 日には、大分地方検察庁が職員 E と職員 F を略式起訴し、その結果、大分簡易裁判所は職員 E に罰金 40 万円、職員 F に罰金 30 万円とする略式命令を下した。一方で、令和 6 年 4 月 15 日に公園緑地課が執行した 3 件の業務委託において、元議員 A の依頼に応じ予定価格を漏洩したとされる件については、職員 E と職員 F は不起訴とされた。

なお、公判請求された元議員 A については令和 7 年 10 月 28 日に懲役 1 年 6 月、執行猶予 3 年の判決、役員 B については 9 月 25 日に懲役 1 年、執行猶予 3 年の判決、役員 D については 11 月 17 日に懲役 1 年、執行猶予 3 年の判決が、それぞれ大分地方裁判所から下された。

## ※逮捕事案が発生した以後の主な動きについて

|                    |                                                                                                          |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年 5 月 23 日（金） | 令和 6 年 5 月 13 日に大分市公園緑地課が執行した 17 件の各業務委託の指名競争入札について、公契約関係競売入札妨害の疑いで大分県警察が元議員 A、役員 B、役員 C を逮捕する。          |
| 令和 7 年 5 月 24 日（土） | 5 月 23 日に逮捕された 3 名が大分県警察から大分地方検察庁に送検される。                                                                 |
| 令和 7 年 5 月 30 日（金） | 元議員 A が大分市議会議長宛て辞職願を提出する。<br>同日市議会議長が受理し、同日付で辞職                                                          |
| 令和 7 年 6 月 13 日（金） | 大分地方検察庁が 5 月 24 日に送検された元議員 A、役員 B を起訴する。<br>役員 B と同じ会社の入札業務に従事していた役員（以下「役員 G」という。）を大分県警察が大分地方検察庁に書類送検する。 |
| 令和 7 年 6 月 17 日（火） | 令和 6 年 4 月 15 日に大分市公園緑地課が執行した 3 件の各業務委託の指名競争入札について、公契約関係競売入札妨害の疑いで大分県警察が元議員 A を再逮捕、役員 D を逮捕する。           |
| 令和 7 年 6 月 18 日（水） | 6 月 17 日に逮捕（再逮捕）された 2 名が大分県警察から大分地方検察庁に送検される。                                                            |
| 令和 7 年 6 月 19 日（木） | 大分市が会社 X の指名停止処分を行う。指名停止期間は業務委託を含む物品の供給契約等が 1 年間、公共工事等は 9 か月間                                            |
| 令和 7 年 6 月 23 日（月） | 大分地方検察庁が役員 C、役員 G を不起訴処分とする。                                                                             |
| 令和 7 年 7 月 8 日（火）  | 大分地方検察庁が 6 月 18 日に送検された元議員 A を追起訴、役員 D を起訴する。                                                            |
| 令和 7 年 7 月 12 日（土） | 大分市が会社 Y の指名停止処分を行う。指名停止期間は業務委託を含む物品の供給契約等が 1 年間、公共工事等は 9 か月間                                            |
| 令和 7 年 7 月 14 日（月） | 本市の職員 E と職員 F を地方公務員法違反の疑いで大分県警察が大分地方検察庁に書類送検する。                                                         |
| 令和 7 年 7 月 31 日（木） | 元議員 A、役員 B の第 1 回公判                                                                                      |
| 令和 7 年 8 月 20 日（水） | 大分市が会社 X と契約を締結している業務委託 5 件（8 月 15 日付契約解除）、会社 Y と契約を締結している業務委託 2 件（8 月 31 日付契約解除）の計 7 件を契約解除すると発表        |
| 令和 7 年 8 月 26 日（火） | 7 月 14 日に書類送検された職員 E と職員 F が大分地方検察庁より略式起訴される。                                                            |
| 令和 7 年 9 月 1 日（月）  | 8 月 26 日に略式起訴された職員 E は罰金 40 万円、職員 F は罰金 30 万円の略式命令を大分簡易裁判所から受ける。                                         |

|                     |                                                             |
|---------------------|-------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年 9 月 4 日（木）   | 役員 D の第 1 回公判                                               |
| 令和 7 年 9 月 19 日（金）  | 9 月 1 日に略式命令が出された件について、本市として職員 E と職員 F をそれぞれ停職 1 月の懲戒処分とする。 |
| 令和 7 年 9 月 25 日（木）  | 役員 B に懲役 1 年、執行猶予 3 年の判決が下る。                                |
| 令和 7 年 9 月 30 日（火）  | 元議員 A の第 2 回公判、役員 D の第 2 回公判                                |
| 令和 7 年 10 月 27 日（月） | 役員 D の第 3 回公判                                               |
| 令和 7 年 10 月 28 日（火） | 元議員 A に懲役 1 年 6 月、執行猶予 3 年の判決が下る。                           |
| 令和 7 年 11 月 17 日（月） | 役員 D に懲役 1 年、執行猶予 3 年の判決が下る。                                |
| 令和 7 年 11 月 27 日（木） | 本内部調査の市長記者会見                                                |

## ②事件に関する公訴事実について（概要）

### ア）元議員 A と役員 B に関するもの

元議員 A は、大分市議会議員であったもの、役員 B は、庭園、公園その他公共施設及び道路等の樹木、雑草等の予防、駆除等を目的とする株式会社の代表取締役であるものであるが、両名は、同社の事務全般を統括していた役員 C 及び同社の入札業務等に従事していた役員 G と共謀の上、大分市が令和 6 年 5 月 13 日に執行した 17 件の各業務委託の指名競争入札に先立ち、役員 B の依頼を受けた元議員 A が、同年 4 月 30 日頃から同年 5 月 1 日頃までの間に、大分市役所において、職員 F に対し、前記 17 件の各業務委託の予定価格の教示を依頼し、前記職員 F から、その頃、前記大分市役所において、前記入札における機密事項である前記 17 件の各業務委託の予定価格の教示を受け、次いで、元議員 A が、同日、大分県内またはその周辺において、前記役員 C に対し、前記 17 件の各業務委託の予定価格を教示し、さらに、前記役員 G が、これを基準として 2 件の各業務委託（以下「本件各業務委託」という。）の各指名競争入札における同社の入札金額を決定し、よって、同月 13 日、前記大分市役所において執行された本件各業務委託の指名競争入札において、同社をして、教示を受けた本件各業務委託に係る前記各予定価格に近接した各金額でそれぞれ入札させて本件各業務委託を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。

#### **イ) 元議員 A と役員 D に関するもの**

役員 D は造園業者、土木工事等を目的とする有限会社の代表取締役である。大分市議会議員であった元議員 A と共謀の上、大分市が令和 6 年 4 月 15 日に執行した 3 件の各業務委託の指名競争入札に先立ち、役員 D の依頼を受けた前記元議員 A が、同月 10 日頃大分市荷揚町 2 番 31 号大分市役所議会棟 2 階自由民主党議員控室において同市都市計画部公園緑地課政策監であった職員 F に対し、前記 3 件の各業務委託名等が記載された紙面を交付するなどして、各業務委託の予定価格の教示を依頼し、その頃同所において、前記職員 F から前記入札における機密事項である予定価格の各金額が追記された前記紙面を受領して、前記 3 件の各業務委託の予定価格（税込み）の教示を受け、次いで前記元議員 A はその頃、大分県内又はその周辺において役員 D に対し電話で、前記 3 件の各業務委託の予定価格（税込み）を教示し、よって、同月 15 日前記大分市役所大会議室（8 階）において執行された松栄山公園管理業務委託の指名競争入札において、同社をして教示を受けた前記予定価格（税込み）から税額を差し引いた 399 万円で入札して同業務委託を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。

#### **ウ) 職員 E 及び職員 F に関するもの**

職員 E は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、大分市都市計画部公園緑地課長として、同課の業務全般を統括する職務に従事していたもの、職員 F は令和 5 年 5 月 15 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、同課政策監として、公園管理事務等の全般に関する事務に従事していたものであるが、両名は、共謀の上、令和 6 年 5 月 13 日に同市が執行した 17 件の各業務委託の指名競争入札に関し、同年 4 月 30 日頃から同年 5 月 1 日頃までの間に、同市荷揚町 2 番 31 号大分市役所議会棟 2 階自由民主党議員控室において、大分市議会議員であった元議員 A に対し、前記入札における予定価格を記載した紙片を交付して前記 17 件の各業務委託の予定価格を教示し、もって職務上知り得た秘密を漏らしたものである。

### ③事件及び内部調査の結果に基づく職員の処分の状況について

#### ア) 今回の事件に関する処分

- ・職員 E、職員 F：停職 1 月 地方公務員法守秘義務違反（第 34 条）  
＜非違行為とされる内容＞ 前記公訴事実ウ）に関する予定価格等の情報漏洩、  
前記公訴事実イ）に記載する 3 件の業務委託に係る予定価格等の情報漏洩

#### イ) 内部調査の結果、非違行為が確認されたもの

- ・職員 H：減給 10 分の 1 4 か月 地方公務員法守秘義務違反（第 34 条）  
＜非違行為とされる内容＞令和 5 年 10 月に都市計画部公園緑地課発注の業務委託に係る予定価格等を元議員 A に対し教示するよう、職員 I に指示したもの
- ・職員 I：減給 10 分の 1 3 か月 地方公務員法守秘義務違反（第 34 条）  
＜非違行為とされる内容＞令和 5 年 10 月に都市計画部公園緑地課発注の業務委託に係る予定価格等を当時の上司の指示により、元議員 A に対し教示したもの
- ・職員 J：減給 10 分の 1 4 か月 地方公務員法守秘義務違反（第 34 条）  
＜非違行為とされる内容＞令和 6 年 10 月に都市計画部公園緑地課発注の業務委託に係る予定価格等を、元議員 A に対し教示したもの

#### ウ) 懲戒処分の対象となった非違行為に関する関連処分

ア) 及び イ) の非違行為当時、人事管理上の措置として、管理監督者の立場にあった者について文書訓告とし、同様に当時服務規律について統括的に指導する立場にあった者について口頭厳重注意とした。

※ 懲戒処分とされた職員へのヒアリングで得られた回答の概要

- ①職員 E 非違行為の内容は略式命令にある公訴事実のとおり。その他、元議員 A からの求めに応じ、令和 6 年 4 月にも業務委託に係る予定価格を教示した（前記公訴事実概要 イ）元議員 A と役員 D に関するもの）。

予定価格を元議員 A が何に使うか確認していないが、良くないとの認識はあった。このような情報提供は以前からあったと聞いており、慣例的なものかとの思いや、議員との良好な関係を構築するためには仕方がないとの思いもあり、断ることができず、上司に相談せずに情報漏洩を行った。

また、令和 6 年 10 月にも元議員 A から予定価格の提供依頼があったが、その時には本市として部落解放同盟に対するこれまでの過度な配慮が問題とされたことを受け、不当な要求に対しては、今後組織で対応することとしていたため、部長に報告して対応してもらった。

- ②職員 F 非違行為の内容は略式命令にある公訴事実のとおり。その他、元議員 A からの求めに応じ、令和 6 年 4 月にも業務委託に係る予定価格を教示した（前記公訴事実概要 イ）元議員 A と役員 D に関するもの）。

予定価格の教示について、このようなことは過去からあるとの思いと、上司に相談しても教示することになるとの思いから仕方がないと感じていた。また、議員は優位的な立場にあると感じており、申出を断ると後の議会对応が難しくなるため断ることはできないとも感じていた。

令和 6 年 10 月にも元議員 A から予定価格の提供依頼があった際は、職員 E とともに部長に報告した。

- ③職員 H 令和 5 年 10 月に元議員 A から公園緑地課発注の業務委託に係る予定価格 11 件の教示依頼を受けた当時部下であった職員 I から、その対応について相談があり、その際、本来断るよう指示を出すべきところ、業務を円滑に進めるためには議員からの要求を断ることは難しいと考え、「予定価格を教示しないしょうがない」といった指示を職員 I に行った。（※その後職員 I はその指示に従い、元議員 A に当該予定価格の教示を書面により行った。なお、この 11 件の業務委託の指名競争入札においては談合とされる事実は確認できていない。）

④職員 I      令和 5 年 10 月に元議員 A から公園緑地課発注の業務委託に係る予定価格 11 件の教示依頼を受け、当時上司であった職員 H に対し、その対応について相談したところ、「予定価格を教示しないといけない」といった指示を受けたことにより、その指示に従い、元議員 A に当該予定価格の教示を書面により行った。

⑤職員 J      令和 6 年 10 月に元議員 A から公園緑地課発注の業務委託に係る予定価格の教示依頼を受けた部下から対応の相談を受け、自身がその対応を引き継いだ。その後、元議員 A に何に使うのか聞き取りをする中で「勉強のために使うため情報を教えてほしい」と言い張られたため、断れな  
いと感じたことから、4～5 件の予定価格を口頭で教示した。（※なお、令和 6 年 10 月に公園緑地課が執行した業務委託にかかる指名競争入札においては談合とされる事実は確認できていない。）

断れなかったのは議員の立場が上という感覚があったため。議員は市民に選ばれた立場であるので丁寧に対応する必要があるとも感じていた。

### 3. 職員等へのヒアリングについて

今回の事件を受け、令和 7 年 7 月に足立市長の指示の下、清水副市長をトップとし、総務部長、総務部次長及び人事課職員により、同年 7 月下旬から 10 月までの間、事件に関与した職員をはじめ、本市の退職者も含め、延べ約 130 名規模のヒアリングを実施した。

このヒアリングにおいて、事件に直接的に関与したとされ、罰金刑の略式命令を受けた職員 E 及び職員 F は、略式命令の公訴事実を認めた上で、この公訴事実以外の 3 件の業務委託についても、予定価格等の漏洩を行ったことを認めた。

一方、当該ヒアリングや、裁判で明らかになった事実等を精査した結果、今回の事件に関し他の職員が関与した事実は確認できなかったものの、今回の事件以外では、令和 5 年度と令和 6 年度において、市議会議員の求めに応じて予定価格等を教示したとする発言があったほか（※P 6 記載 職員 H, I, J）、事案が明確に特定されないとしつつも、過去に市議会議員の求めに応じ、予定価格等が漏洩されたことを見聞きしたことがあるとの情報も寄せられた。

なお、今回の事件以外に予定価格等を漏洩した案件又は漏洩が疑われる案件においては、入札の談合が成立したとされる具体的な事実の特定には至らなかった。

#### 1) 調査概要

- ・ 調査期間：令和 7 年 7 月下旬から令和 7 年 10 月末まで
- ・ 調査対象者：実人数 110 名（P 6 に記載する懲戒処分となった職員を含む。調査を行った延べ人数は約 130 名）
  - 特別職・部長級職員 19 名
  - 次長級職員 13 名
  - 課長級職員 25 名
  - 参事級職員 46 名
  - 市 O B 職員：再任用職員 5 名、退職者 2 名

#### 2) ヒアリングの主な内容

##### ア) 事件の受け止めについて（自分であればどう対応したか）

今回の事件について、どのように感じたか率直な感想を聴くとともに、仮に自身が事件の当事者の立場であればどのように対応したか、また、議員からの求めに対して、普段どのような認識を持っているかなど、今回の事件の受け止めと、職員が議員に対応する際の基本的な認識について調査を行った。

**イ) 今回の事件に関連し、又は今回の事件関連の他に予定価格等の教示を依頼されたことはあるか、あるいはそのような求めがあると感じたり、噂を聞いたりしたことがあるか**

今回の事件に関連して、入札に関して不適切とされる依頼がなかったか調査を行うとともに、今回の事件の他に、これまで予定価格等の教示依頼がなかったか、また、そのようなことがあったと聞いたことはなかったかなど、今回のような非違行為が過去から組織的に受け継がれてきたものでないか、調査を行った。

**ウ) 議員と職員の関係についてどのように考えているか**

本来対等な立場であるべき議会と市長等執行部との関係について、執行部の一員である職員が互いのあるべき関係性をどのように認識しているのか、また、両者の間に優位性が存在していると感じているか、調査を行った。その上で、そうした認識に至った背景として、これまでどのような事例があり、そのことによって職員が議員に対してどのような認識を持つに至ったかについて調査を行った。

**エ) 議員への対応で苦慮したことや、見直した方がいい慣例**

職員がこれまで経験した中で、議員から受ける依頼で苦慮した案件や、そのような依頼等への対応が適切でなかったと考える案件、今後見直しを検討すべきと考える慣例や行事などがあるか調査を行った。また、そうした案件等がある場面においては、今後職員が適切な対応をとるために、どのようなことを見直していくべきか検討するための調査を行った。

**オ) 再発防止に向けた職員の意見**

今回の事件や、ア) からエ) までのヒアリングを踏まえ、組織として今後どのような対策を行うことが事件の再発防止に効果があると考えているか、調査を行った。

また、今回の事件について、本来機能すべきであった本市の公益通報・不当要求行為の報告（以下「公益通報等」という。）の制度が機能しなかった点において、職員が当該制度に関してどの程度理解を有しているか、また、この制度が本来期待されている機能を発揮するためには今後どのような取組が必要と考えているかについて調査を行った。

## 4. ヒアリングで得られた主な内容と課題・考察

### ア) 事件の受け止めについて（自分であればどう対応したか）

- ・ 予定価格の教示は適切ではないので、議員からの求めがあっても断る。  
上司にも相談する（上司に対応を引き継ぐ）。・・・67人
- ・ 予定価格の教示依頼があれば上司に相談し、仮に上司からも情報漏洩の指示があれば公益通報等を検討する。・・・3人
- ・ 予定価格の教示を上司から指示されたらどう対応していいかわからない。  
・・・13人
- ・ 予定価格の教示依頼に対しては、不適切と分かっているにもかかわらず、慣例であったと言われれば自分の時だけ毅然と断るのは難しいと思う。・・・14人

### <課題・考察>

ヒアリングを行った対象者の多数は、予定価格の漏洩が非違行為であると明確に認識しており、今回のような案件があった際には、上司に相談をする又は上司に対応を引き継ぐなど、個人で対応せずに、組織として対応すべきであるということを理解していた。また、その上で、上司の指示が不適切であると思われる場合は、公益通報等を検討すると答えた職員も3人存在した。

一方で、上司から機密事項を教示するよう指示があればどう対応していいかわからない、また、過去からの慣例と言われれば断り難い、さらには、上司に相談すれば上司に迷惑がかかるかもしれないので相談し難いといった回答をした職員も一定数存在した。

不当要求行為への対応については、「大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例」（以下「コンプライアンス条例」という。）において、任命権者の責務として公益通報等に関する適切な対応をとらなければならないとされているほか、管理監督者においても、職員の法令遵守や倫理の保持などを指導することを義務付けている。また、各部局長を倫理・法令遵守統括者（以下「倫理・法令遵守統括者」という。）、各所属長を倫理・法令遵守責任者（以下「倫理・法令遵守責任者」という。）と定め、任命権者を中心とした倫理・法令遵守体制を構築している。しかしながら、このような組織体制があることについて、職員の認識が希薄であるこ

とがヒアリングにおいて判明した。

こうしたことから、不当要求行為に対し、組織的に対応するための体制が整備されていることについて、改めて全職員に対し周知徹底を図るとともに、日頃から上司や、信頼できる親しい先輩や同僚など、気兼ねなく相談できる関係を組織内で構築することも必要である。

その他の意見として、「今回の事件のように職員個人に議員から強い求めがあった場合、議員との関係を考えると対応せざるを得なかったのではないか」「そのような風潮の中で対応した職員個人の責任にできないのではないか」といった意見や、「議員から「予算の状況を詳しく知りたい」「これくらいの規模の事業はどれくらいの金額になるのか勉強したい」などといった要求があれば対応に困るであろう」といった意見もあった。これらの回答から、本来対等であるべき議会と執行部の関係について、職員は議員の申出を、基本的に断ることが困難との認識をもつ職員が一定数いることがうかがえる。この点については、ヒアリング ウ) の項目で分析を行っていく。

**イ) 今回の事件に関連し、又は今回の事件関連の他に予定価格等の教示を依頼されたことはあるか、あるいはそのような求めがあると感じたり、噂を聞いたりしたことがあるか**

- ・ 議員から予定価格等の教示を求められたことがある。・・・9 人
- ・ 議員が予定価格等の教示を求めているとの噂を聞いたり、情報が漏洩していると感じたりしたことがある。・・・17 人

**<課題・考察>**

議員から予定価格等の教示を求められたことがあると回答した職員が 9 人存在したが、守秘義務違反として処分を受けた職員以外は、要求に対し毅然と断る対応をしたと回答している。また、予定価格等の漏洩があるような噂や、そのような感じを受けたことがあると答えた職員が 17 人存在した。

これらの回答では「本市の職員になった若い頃にそのような話を聞いた」と答えた者のほか、「先輩職員が、そのような行為は部署によっては過去からあると話していた」と答えた者もいたが、特記すべきものとして、「特定の議員から予定価格の教示依頼があった」又は「特定の議員が予定価格の教示依頼をしていると聞いた」とされる回答が複数件あった。その内容を詳しく聞き取った結果、4 人の議員の名前が挙げられ、そのうち 1 人については職員へ予定価格の教示依頼があったとされる時

期がある程度特定されたが、その他 3 人の議員については、時期等が明確でないものの、予定価格の教示依頼を受けたとされるものであった。

本内部調査で得られたこのような証言をもとに、議会に対し事実関係について確認の協力を依頼したところであるが、その後、議会からは、該当議員に個別に聞き取りを行った結果、いずれの議員も「予定価格の教示依頼をした記憶はない」又は「覚えていない」と回答したとの報告がなされたものである。

一方で、議会としては今回の事件を重く受け止めており、今後全議員を対象に、政治倫理の遵守の徹底として、研修を毎年実施していきたいとする意向も示された。

今回の事件となった業務委託の予定価格は、再発防止策の一つとして、令和 7 年度から事前に公開することとされたが、事件当時は非公開の情報であり、秘密情報の漏洩は、地方公務員法第 34 条第 1 項「職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」の規定に明らかに違反するものである。今一度地方公務員法の規定を再確認し、二度とこのような事態を引き起こさないよう、公務員として認識すべき事項について全職員へ周知徹底を図っていく必要がある。

なお、大分市議会議員の政治倫理に関する条例第 3 条において、議員が遵守しなければならない基準が列記されており、第 1 号において「市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと」と定められていることから、今後議会におけるコンプライアンスの徹底が期待される場所である。

### ウ) 議員と職員の関係についてどのように考えているか

- ・ 議員とは良好な関係を維持すべきだ・・・61人
- ・ 議員は市民から選ばれた立場にあるので、要望などについて丁寧な対応が必要である・・・23人
- ・ 議員への対応が悪いと、議員から厳しく叱責されたり、一般質問や委員会で嫌がらせと思われる対応を受けたりするなどを見聞きしたことがある・・・28人
- ・ 議員との関係が悪くなると、議会对応が円滑に進まなくなる可能性があるため、そのようなことが起きないように、議員へは丁寧な対応が必要だ・・・44人
- ・ 議員は職員より優位な立場にあると感じる・・・10人
- ・ 上司の議員への対応を見ていると、部下職員は自然と議員が優位な立場にあると認識するのではないか・・・8人
- ・ 二代表制として、議会と執行部の役割は決まっているので、良好な関係は必要ない・・・13人

### <課題・考察>

まず、職員と議員との関係性についての認識を聴いたところ、多数の職員が良好な関係は必要であると答えた。具体的には、議員は市民から選挙で選ばれた市民の代表であるため、本来丁寧な対応が必要であると考えている回答が多数であった。一方で、議員への対応が悪いとして議員から厳しく叱責等を受けた経験があると回答した職員も相当数おり、そのようなことが今後起きないように良好な関係の構築が必要であるとするもの、また、日頃から議員と良好な関係を築いておくことで、一般質問や委員会对応等を円滑に進め、予算議案等を確実に成立させることなど、各部局が所管する事業等に支障が生じないようにしたいとの思惑があったと思料される回答もあった。このことに関し、ヒアリングではそのような目的で今まで築いてきた関係を個人で崩すのは無理だという答えもあり、議員との良好な関係を維持することが、職員の職務上、当然とされる意識が過去から醸成されてきたものと思われる。

このようなことを背景に、議員からの依頼であれば、多少の無理をしてでも受け

なければならないと認識され、また、そのような認識を持った上司の姿を部下職員が見ることで、議員の要求は最優先事項であるとの認識が組織全体に伝統的に刷り込まれ、議員からの要求に対するコンプライアンス意識が希薄になってきたのではないかと考えられる。

一方で、地方自治における二代表制においては、議会と執行部は、相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持して、公正で円滑な自治の運営を図るものとして、それぞれ独立の立場にあり、その役割も決まっている。そのような認識の下、あえて議員と良好な関係を築く必要はないと回答した職員が 13 人いたほか、職員研修において、議会と執行部は積極的に議論を交わすことが普通であると聞いていたため、毅然と対応するのが当然と認識している職員もいた。

このことについて、大分市議会基本条例第 6 条では、「議会は、二代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない」と規定されており、議会と執行部は緊張感を持った対等な関係の下で、議論を交わさなくてはならないとされていることから、職員が本来の手順である議論の負担を軽くしたいとの考えにより、議員の意向を過剰にくみ取った対応をすることは、本市の条例に反するという認識を全職員がきちんと持つことが重要であるといえる。

また、同条例第 3 条第 4 項においては、「議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする」と規定されるほか、大分市まちづくり自治基本条例第 9 条第 4 項においては「市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない」とも規定されていることから、執行部の議案について、市民の代表である議員がその内容について説明を求めることは当然であり、執行部が、丁寧な説明を行うことはこれまでと同様に必要なものである。そのような過程を踏まえ、議会と執行部が一般質問や委員会等の公の場において必要かつ十分な議論を重ね、市民自治の推進や市民福祉の向上を図ることが求められる。

なお、先に述べたとおり議員への対応が悪いと厳しく叱責等を受けたとされる件は、ハラスメントに該当する可能性があることから、今後議会において必要な対応を検討することが期待される。

### エ) 議員への対応で苦慮したことや、見直した方がいい慣例

- ・ 地元要望など、議員からの申出を断ると「なぜできないのか」「議会で質問する」などと高圧的な態度をとられ、対応に苦慮した・・・21人
- ・ 執行部で本市全体のバランスを考慮し計画した事業や業務の手法について、議員の地元や支援者の要望に応じて変更するよう要求された・・・16人
- ・ 議員の求めに応じ、職員が一般質問等の作成に関与している・・・8人
- ・ 議案等の事前説明が過剰ではないか・・・6人
- ・ 職員と議員の定期的な飲み会や、ゴルフコンペなどを組織的に開催しているのは市民がどう感じるか・・・19人

### <課題・考察>

議員が地元や支援者などの要望を本市の各部局に要求し、その要望がかなえられないときに高圧的な態度をとった場合や、事業の計画や手法を変更するよう求めるなどの要求があった場合の対応に苦慮したとの意見が多数存在した。この点について、議員は、地域の代表として選出されている側面もあることから、新たに必要とされる施策や既に策定している事業計画等に対して、各地域の実情等に即した要望を議員が行うことは、市民福祉の向上に資する貴重な意見として受け止める必要がある。

一方で、条例、規則等を逸脱するような要求や、市域全体のバランスを考慮して策定した事業の手法等の変更及びその実施内容に対する要求も行われており、職員がこれに応じた場合は、法令違反や特定の地域・団体に便宜を図る行為として、職員が責任を問われることも考えられることから、「組織として、対応できることとできないことを明確に示す姿勢」が求められる。

なお、前述のように議員の立場から高圧的な要求をされたとする件は、ハラスメントに該当する可能性があること、また、議員が職員の人事に介入しているような発言があったとする意見もあったことから、先にも触れたとおり、議会において必要な対応を検討することが期待される。

そのほか、議会との関係について出された意見としては、職員が議員の求めに応じ一般質問等の作成に関与していることに対し違和感を覚えるといったものや、議案等の事前説明が過剰ではないかというものもあった。一般質問等の作成に関しては、質問に係る事業等の目的や内容などについて、事実誤認がないか、議員が執行

部に事前確認を依頼することは、公の場において、正しい認識のもと議論を交わすための準備としては正当なものと考えられるが、議員が執行部へ質問する項目自体を職員側で検討するよう求めることは、お互いの役割に鑑みると不適切である。また、議員への事前説明に関しては、例えば、執行部から提出する議案等のうち、内容が複雑なものなどは、円滑な議論が図られるよう事前に説明しておくことは合理的であると考えられるが、議会において十分な議論を経ずに案件を通したいなどとする目的で事前説明等を行うことは、ウ)で述べた議会と執行部の本来の関係を損ねることにつながる行為であり、不適切といえる。これらを踏まえ、今後組織として適切な対応が求められる。

また、職員と議員との飲み会や、ゴルフコンペなどを組織的に定期的に開催していることを見直すべきとの意見も一定数みられた。このような会は、参加者の個人負担で開催されているが、上司や議員から半ば強制的に参加させられているとの訴えもあった。参加したいと思わない職員に飲み会の参加を促すなどの行為は、内容によってはハラスメントに該当する事案とされることの認識に加え、このような場の頻度等によっては、市民の不信を招くことにもつながりかねないことから、過剰とならないよう双方で配慮することが求められる。

#### **オ) 再発防止に向けた職員の意見**

- ・ 公務員倫理の周知徹底など職員の意識改革や公益通報の利用周知・・・42 人
- ・ 公益通報制度が機能するような方策の検討・・・12 人
- ・ 議員を含めた外部からの申入れなどへの対応の仕方や相談体制を整備する  
・・・24 人
- ・ 業務委託の予定価格の公表（実施済）・・・16 人

#### **<課題・考察>**

今回のような事件を今後引き起こさないために、本市としてどのような取組が必要とされるか聴いたところ、職員の意識を改めるべきとするものや、不当要求行為等に対する適正な対応を周知徹底すべきとの意見が多く存在した。職員の意識についてはこれまでも述べたとおり、法や条例等を正しく理解していれば、どのような行為が非違行為とされるか、また、全体の奉仕者としてふさわしい行動かの判断はできると考えられるが、本市において不祥事が重ねて発生していることに鑑みれば、

コンプライアンスに対する意識の欠如は反省すべき点とされる。

よって、今後研修等のあらゆる機会において職員のコンプライアンスのさらなる徹底を図ることはもちろん、職員が採用される際に例外なく行っている「サービスの宣誓」について、今一度初心に立ち返り、公務内外を問わず、常に念頭に置き行動することを再確認する必要がある。

サービスの宣誓を職員が行う根拠は、「地方公務員法」第 31 条と「大分市職員のサービスの宣誓に関する条例」の規定によるものである。具体的には、まず国の最高規範である日本国憲法を尊重することを踏まえ、憲法に規定する地方自治の本旨の確保を目的として制定された地方自治法や地方公務員法に規定する「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保」と「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務」することの宣誓を「宣誓書」により行うものである。今回の事件のように、予定価格を漏洩し、契約事務における公正性を害したとされる行為をはじめ、ヒアリングで得られたような特定の案件に関する議員等からの求めに職員が応じることは、職員自身が宣誓した内容に背くことであり、改めて公務員としての意識を徹底する必要がある。

また、公益通報等の周知に関するその他の意見として、公益通報等が機能するための方策を検討すべきとの意見も多く存在した。この背景として、今回の事件の場合において公益通報等の制度を使うべきとの認識がなかった、又は公益通報等の制度自体を知らなかったと答えた職員も複数存在したことから、制度の周知が不足していたことに加え、公益通報等を行った際に、通報をきちんと取り上げてもらえるのか、通報者の秘密保持や安全が保障されるのかなど、制度自体に疑問を持つ職員も数多く存在した。この件については、他の自治体で当該制度を利用した者の安全が確保されなかったとされる事例を多くの職員が知ること、制度への不信を招いていることと推測される。よって、今後はどのような場合に公益通報等を行うべきかの具体例を示すとともに、コンプライアンス条例において定められる救済措置などについて職員の抱く不安をなくするための丁寧な周知を行う必要がある。

さらには、公益通報制度を利用するという行動自体に大きな負担を感じるとした意見も寄せられたことから、今後は、このような制度を利用するに当たって気兼ねなく相談できる窓口の設置が必要である。

再発防止策として挙げられた意見として、議員を含めた外部からの申入れなどへの対応の仕方や相談体制を整備することが必要との声も多く上がった。これらに関しては、本年 2 月に発覚したごみ収集運搬業務委託に関する入札談合事件を契機に、個人ではなく組織で対応するとした本市の方針に沿い、部下から上司に報告や相談を行うことで情報を共有し、組織として適切な対応をとることが第一とされるが、そうした対応を行った上で、コンプライアンス条例や大分市職員カスタマーハラスメント対応マニュアル等に規定する公益通報等の制度に沿った対応が必要とされる。

その他のものとして、非公開である業務委託の予定価格を本年度から公開とした

ことで、今回のような情報漏洩事件は今後発生しないのではないかとの意見が出された。この件に関し、平成 10 年に入札談合事件として職員が逮捕された事案では、その後の再発防止策として、工事等の予定価格を原則事前公表とする措置が講じられたものの、業務委託については、設計に際し積算根拠が示しにくい内容もあるとされたほか、業務委託の入札執行が各部局において行われていたことや、当時契約全般を統括する組織がなかったこともあり、業務委託の予定価格は非公開として取り扱うこととされた。その後、契約事務を統括する契約監理課が設置されたことなど、平成 10 年以降に契約事務を取り巻く環境が変化した節目において、契約事務の見直しを行わなかったことについては、反省すべき点とされる。なお、前述の入札談合事件を契機に先に述べた業務委託の予定価格の事前公表や、随意契約における発注方式の見直しなど、契約事務に関する現時点で考えられる対応策は既に実施済みであり、今後においても、時代の要請や本市の状況を見極める中、適宜見直しを行っていく必要がある。

## 5. 本市としての今後の取り組みについて

### ＜契約制度の見直しに関すること＞ ※実施済

#### ア) 業務委託に係る予定価格の事前公表

予定価格については、大分市契約事務規則に基づき競争入札にて発注する建設工事及び建設コンサルタント業務に係るものを除き、原則非公表としていたが、職員に対して予定価格を探ろうとする不正行為を抑止する目的から、競争入札及び随意契約にて発注する全ての業務委託に係る予定価格について、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行うものから事前公表することとした。

また、随意契約にて発注する建設工事及び建設コンサルタント業務に係る予定価格についても、同様に事前公表することとした。

#### イ) 随意契約における発注方針の見直し

業務委託及び建設工事について随意契約にて発注していた案件については、入札契約手続の透明性・公正性を図るため、令和 7 年 4 月から地域や業務内容をまとめるなどして可能な限り競争入札にて発注することとした。

なお、道路の倒木や陥没など緊急性のある案件や、製品を扱うメーカーが限定されるなど特殊性のある案件については、引き続き随意契約で発注するものとした。

#### ウ) 指名競争入札等における業者指名の適切な運用

入札契約事務については、地方自治法をはじめとした法令を遵守するとともに、透明性の確保と公正な競争が求められることから、指名競争入札及び見積合わせにおける業者選定の際には、一部の者に固定化や偏重がないよう機会均等性に配慮し、指名実績に基づいて行うよう注意喚起した。

### ＜職員の法令遵守や公益通報制度の周知及び相談窓口に関すること＞

#### エ) 職員倫理の保持及び公益通報等の制度の周知徹底

コンプライアンス条例第 3 条において、職員の基本的な心構えとして「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でないことを深く自覚し、公正な職務の執行に当たるとともに、公共の利益の増進を目指して職務を執行しなければならない」「職員は、常に法令を遵守するとともに、自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、市民から信頼される職員であるよう、公務員としての資質の向上及び倫理の高揚に努めなければならない」と義務付けており、職員は、公務内外にかかわらず常日頃から高い倫理観のもと行動することが求められる。

また、職員は、大分市職員のサービスの宣誓に関する条例の規定に基づき、採用時に国の最高規範である日本国憲法を尊重することや、地方公共団体における民主的かつ能率的な行政の確保及び全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することを自ら宣誓し、職務を遂行している。

このような中、職員の職員倫理に対する認識が甘く、コンプライアンスに対する意識が欠如していたことが今回の事案を招いたことから、所属職員に対する職員倫理や法令遵守に対する指導・助言等を職務とする「倫理・法令遵守統括者」と「倫理・法令遵守責任者」が当該所属職員に対して職員倫理に関する研修を実施するなどにより、その職責を果たすとともに、朝礼やミーティングなど職員が集う場において、大分市職員の不祥事防止のための行動八訓の読み上げを行うなど、職員倫理の保持及び向上を図る。

#### **オ) 公益通報等の分かりやすいマニュアルの作成**

今回のヒアリングで、公益通報等の制度自体を知らなかった、又は今回の事件の場合に公益通報等の制度を使うべきとの認識がなかったと回答した職員も複数存在したことに加え、公益通報等を行った際に、通報をきちんと取り上げてもらえるのか、通報者の秘密保持や安全が保障されるのかなど、制度自体に疑問を持つ職員も数多く存在することが判明した。

コンプライアンス条例には、公益通報等の方法・手続や通報者等の保護等について明確に規定されているが、ヒアリングの結果、制度の周知や職員の理解が不足していることが明らかになったことから、公益通報等への理解を深めるため、どのような場合に公益通報等をすべきかの具体的事例を作成するとともに、当該事案に遭遇した場合に対応できるよう、フロー図などを記載したマニュアルを作成する。

#### **カ) 公益通報等の相談窓口の設置**

公益通報等への対応については、コンプライアンス条例に定めているが、いざ今回の事案のような案件の当事者となった場合、どのように対応すべきか困惑することが考えられる。

また、相談すべき上司が不正な案件に関与していることも想定されるため、風通しの良い職場づくりだけでは、対応できる範囲に限界が出てくることも考えられる。

こうしたことから、事案に応じてどのような対応をとるべきかのアドバイスを気軽に受けられる相談窓口を設置する。その際、人事課は内部委員会となる大分市公正職務推進委員会及び外部委員会となる大分市公正職務審査会の庶務を処理しているが、相談しづらいといった意見も寄せられたことから、人事課以外の部署に設置することも含め、検討する。

## ＜組織として対応すること＞

### キ) 不当要求及びハラスメントに対し組織的な対応を行う体制の構築

今回のヒアリングでは、不当要求を受けた際、上司には迷惑をかけるかもしれないので相談し難いといった回答をした職員も一定数おり、問題を個人で抱えることで今回と同様の事案を再発させかねない状況が明らかとなった。

不祥事を未然に防ぐためには、問題を抱えた、又は問題を発見した職員が、躊躇なく、安心して相談できる職場環境の整備が不可欠であり、問題や疑問を感じた際、上司や関係部署に速やかに報告・相談ができる風通しの良い職場づくりを推進する必要がある。そのためには、職場の上司が部下の話を傾聴することはもとより、職員同士の自由な意見交換や、職場の課題や改善点を共有するため、個人面談やミーティング等の機会の拡大を促す。また、職場の垣根を越えて、親しい上司や先輩職員、同僚など、安心して相談できる人間関係の構築に資する取組を検討する。

さらに、不当要求及びハラスメントについて、部下職員から相談等を受けたリーダーは所属長へ、所属長は部長へ、遅滞なく報告することと併せて、関係部署とも情報共有することにより、縦・横の連携による、いわば全庁的な観点から組織的に対応する意識の徹底と体制の構築を図る。

### ク) 市(市長)と議会との関係の再認識

大分市議会基本条例では、議会は市長等との役割分担の関係を尊重し、それぞれが独立の立場において互いにけん制し、均衡と調和の関係を保持しながら、市政の発展に取り組まなければならない旨を規定している。

また、大分市まちづくり自治基本条例では、市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならないとするとともに、職員は全体の奉仕者として、公正・公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならないと規定している。

今回の事案を契機に、職員研修やエ)からキ)に記載する取組を通じ、市長の補助機関たる職員一人ひとりが、市長と議会は対等な関係にあることについて認識を新たにするとともに、市民福祉の向上に向け、公正・公平な職務の執行に対する責務があることについて、改めて自覚する必要がある。



**令和 6 年公園緑地課が発注した除草業務委託等  
に係る情報漏洩事件に関する内部調査報告書**

---

**大分市**